

令和5年3月29日

第 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和5年3月29日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 13 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 14 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 15 号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 議案第 16 号 呉市農地法関係事務処理ガイドラインの制定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 非農地証明について
- 第 4 号 非農地判断について
- 第 5 号 農地転用許可事務の一部簡素化に伴う農業委員会への事務委任について

その他

出席委員

2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸	5番 横段 登
6番 高本 光之	8番 水場 光輝	9番 今井 満	10番 亀山 博司
11番 秋光 貴志	12番 大道 正孝	13番 長迫 秀	14番 新田 隆次
16番 棕開地 省二	17番 本末 満	18番 石田 尚則	19番 北村 正次

欠席委員

1番 柏木 健二 7番 立花 達也

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 根本主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和5年第3回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、14番 新田委員、16番 椋開地委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、1番 柏木委員、7番 立花委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書、「申請農地位置図」を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 呉市農地法関係事務処理ガイドライン（案）」、「資料2 報告第4号 非農地判断について」、「報告第5号 農地転用許可事務の一部簡素化に伴う農業委員会への事務委任について」、「次期委員候補者名簿」、「令和4年度農地パトロール調査実績表」、「地区会の開催案内」、「呉市農業委員会事務局人事異動」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字岡台〇〇〇番ほか3筆、地目は田、面積は合計2,095㎡、2番の申請地は、苗代町字岡台〇〇〇番1ほか2筆、地目は田、面積は合計1,448㎡、合わせて3,543㎡いずれも第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望に応え、使用貸借するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を付けするものです。経営面積は、申請地だけで35アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮脇委員：4番 宮脇です。譲受人は、既に1.5haの農地を借りてネギ栽培を行っています。申請地を借り受け、ネギ栽培の規模拡大を図るということで、問題ないと思います。ご審

議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高 本 委 員：譲受人は、ネギ専作ですか。

宮 脇 委 員：ネギ専作です。

議 長：他にないようでしたら、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、下蒲刈町下島字町新開〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で1,567㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方に居住し、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大し、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、13アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

大 道 委 員：12番 大道です。申請地は、譲受人の自作地の隣接地で、なんでも植えられる状態ですので、有効活用してくれると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町有清2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で2,510㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するもので、規模等は、太陽光パネル448枚、発電容量133.2kwを設置する計画です。現地は、耕作されていない農地で譲渡人は今後の耕作の予定がなく、譲受人から太陽光発電施設用地として買入れたいとの申し出があり、農地を転用するものです。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画変更申請中です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には指定されておりませ

ん。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：8番 水場です。申請地は、日当たりが良く、太陽光発電には向いていると思います。

排水については、公共用の水路に流すようにすることと周辺には絶対に迷惑をかけないように指導しました。本来なら、このような日当たりの良い土地は、農地として活用して欲しいと思いますが、新規就農者の減少や耕作者の高齢化でやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可意見と決定し、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：次に、議案第15号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、苗代町字湯舟〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計1,482.08㎡。いずれも第2種農地です。申請地は、令和4年5月総会において、太陽光発電施設用地として利用するため、許可されたものですが、軟弱地盤でパネル設置が不可能なため、取消願が提出されたものです。なお、土地の所有権移転登記は、行われていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。軟弱地盤でパネル設置が不可能なため中止するというのでやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

議 長：次に、議案第16号「呉市農地法関係事務処理ガイドラインの制定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：先月の総会でお示しした素案をもとに確認、検討を加えましたものが資料1の呉市農地

法関係事務処理ガイドラインです。付け加えた部分で主なところを説明します。7ページをご覧ください。2行目からですが、法第3条第1項の規定による農地等の権利移動の許可は、資産保有や転売・転用を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者へ集積することを目的としており、権利を取得しようとする者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離、経営面積等から判断して許可しています。したがって、耕作を目的としないにもかかわらず、法第3条第1項の規定による農地等の権利移動を許可することはできません。これは、耕作を目的としない3条許可申請はできないことを強調するために冒頭に加えました。次に33ページをご覧ください。まん中近くのウですが、この「信用」の有無を判断する上で、転用申請に係る農地等の耕作状況等は勘案しませんが、法3条許可により農地等を取得した後、1作も耕作することなく、その農地等について法第4条又は第5条の規定による農地転用が申請された場合は、不耕作に至った具体的な事情等を調査し、転用許可について審査します。その際、事情によっては3条許可処分の取消し等の手続が必要となります。これは、農地法第3条許可を受けた農地について3年間耕作しないと農地転用できない、いわゆる3年3作要件が廃止になったことにより、3条許可後の早期転用の制限を加えました。次に40ページをご覧ください。5行目以降のところで、第6節申請の取下げ等は、申請の取下げ、許可処分の取消しの手続き、第7節で現地調査の実施を加えました。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、案のとおりでご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、案のとおり制定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が2件、農地法第5条の規定による届出が1件、合計で3件ございましたので、報告します。

続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について9件を証明し、非農地判断については、別紙のとおり404件を証明しましたので報告します。

続きまして、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和5年4月1日から、認定農業者の農業用施設の整備に係る農地転用許可手続が簡略化されます。また、改正後の同法第

12条第6項の規定による「知事の同意事務」が、呉市に権限移譲され、更に令和5年7月頃、呉市から農業委員会に事務委任される見込みです。認定農業者が農地を転用し農業用施設の整備を行う場合の事務手続ですが、1 現行（令和5年3月まで）は、農地転用許可申請が必要です。2 法改正後、権限移譲した場合ですが、権限移譲の時期は、県議会での条例改正や呉市から農業委員会に事務委任するための規則改正の手続きで、令和5年7月頃からの予定です。手続きですが、その転用及び施設整備が農業経営改善計画の認定手続の中で行われる場合の手続は、下の表のとおりとなり、農業経営改善計画の認定により、農業用施設の整備が認められることとなります。その下の米印は、4月の法改正から7月に権限移譲されるまでの手続きで、農業用施設の整備は、農業経営改善計画の認定手続の中で行われることとなりますが、県の同意が必要となります。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：次期委員候補者名簿について

令和4年度農地パトロール調査実績表について

地区会の開催について

呉市農業委員会活動記録簿について

呉市農業委員会事務局人事異動について説明を行う。

川本事務局次長：挨拶を行う。

出木田課長補佐：挨拶を行う。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和5年第4回総会は、4月28日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和5年第3回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時30分)

以上は、令和5年第3回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 5 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

呉市農業委員会 委 員

呉市農業委員会 委 員